

第四八回

参第九号

国立及び公立の産業高等学校の教職員に対する産業教育手当の支給に関する法律

(案)

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、わが国の産業経済の発展に貢献する有為な国民の育成を図るため、国立又は公立の産業高等学校において産業に関する学科における教育、事務その他の職務に従事する教職員等に対して支給する産業教育手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「産業高等学校」とは、農業、水産、工業、商業、家庭又は商船に関する専門教育を主とする学科(以下「産業に関する学科」という。)を置く高等学校(高等部を置く盲学校、聾学校及び養護学校で文部省令で定める産業に関する課程(以下「産業に関する課程」という。)を当該高等部に置くものを含む。)をいう。

(国立の高等学校の教職員の産業教育手当)

第三条 国立の産業高等学校の校長(本務として当該産業高等学校の校長の職にある者に限る。以下同じ。)及び教員、事務職員その他の職員(本務として産業に関する学科(盲学校、聾学校及び養護学校の教員、事務職員その他の職員にあつては、産業に関する課程)における教育、事務その他の職務に従事する者で常時勤務に服することを要するものに限る。以下同じ。)には、その者の俸給月額額の百分の十に相当する額をこえない範囲内において、産業教育手当を支給する。

2 前項の産業教育手当に関し必要な事項は、文部大臣が人事院の意見をきいて定める。

(公立の高等学校の教職員の産業教育手当)

第四条 公立の産業高等学校の校長及び教員、事務職員その他の職員の産業教育手当は、前条の規定による国立の産業高等学校の校長及び教員、事務職員その他の職員の産業教育手当を基準として定めるものとする。

附 則

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

2 農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律(昭和三十二年法律第百四十五号)は、廃止する。

理 由

国立又は公立の産業高等学校において、農業、水産、工業、商業、家庭又は商船に関する学科における教育、事務その他の職務に従事する教職員等に対し産業教育手当を支給する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、昭和四十年において約一千七百万円の見込みであるが、そのうち七百六十五万円は昭和四十年予算に計上済みである。